

事例 A

A 教諭は、部活動の指導に関して、練習試合でミスを繰り返した主将である部員に対し、集中を欠いたとして頬を平手で複数回叩き、鼓膜が破れるケガを負わせた。また、過去にも練習し合いや練習でミスをした部員に対し、ボールを投げつける、頬や頭部を平手で叩く、暴言を浴びせる等の体罰を行っていた。

◎処分内容 停職

■原因・背景等として考えられること

- ・今年のチームは県大会で優勝できるレベルだと思っていたが、最近練習試合等では結果が出ておらず、A 教諭の焦りがあった。
- ・大会での活躍を望む保護者が多く、また A 教諭はこれまでも同様の指導方法により何度か県大会で優勝をしていたため、この程度の指導は許されると思っていた。
- ・顧問として県大会優勝の経験があり、A 教諭の指導を希望して入部する部員も多いなど、A 教諭は当該部活動に置いて絶対的存在だった。
- ・練習の際、頻繁に体育館から A 教諭の怒鳴り声が聞こえていたが、実績を残していたため、周囲の教職員は注意することができなかった。

■当該教諭の心情・反省等

- ・自分自身が学生の時体罰を伴う指導を受け、それを乗り越えることにより成長できたという意識があったため、体罰についての考え方が甘くなっていた。自分本位な考えで体罰を行ったために、部員の心身を傷つけてしまい申し訳ない。とても後悔している。
- ・部員は自分を信頼し、ついてきてくれていると思っていたが、自分を恐れて指導に従っていただけであったことが分かり、これまで築いてきたことがすべて崩れていった。
- ・部活動の指導を生きがいとしてきたのに、自分の行為のせいで指導できなくなってしまった。これまでの自分の指導を反省し、部員のためになる指導はどうあるべきか考えていきたい。

■事案により影響等

- ・直前に顧問が交替したことに部員が動揺し、大会では実力を発揮できなかった。
- ・事案発覚後、校長と A 教諭は体罰を受けてケガをした部員の自宅を訪れ、本人と保護者に謝罪をするとともに、部活動の保護者会を臨時で開催し、当該事案及びこれまでの A 教諭の指導方法について説明、謝罪した。
- ・A 教諭は当該部活動の顧問から外れた。また、内定していた県選抜チーム監督からも外れることとなった。
- ・停職期間中は給与が支給されないため、自分の子どもの就学のための預金を取り崩して生活費を確保した。

等

どう対処すればよかったですでしょうか。

<本人は>

<学校・同僚は>

## 事例 B

B 教諭は、金曜日の業務終了後、同僚と居酒屋で翌日の午前 0 時頃まで飲酒し、居酒屋近くの駐車場に停めてあった自家用車の中で仮眠をした。午前 3 時頃目が覚めた際、酔いが覚めたと感じ、自家用車を運転して帰宅する途中、物損事故を起こし警察官の取り調べを受けた。その際、酒の臭いがしたため、呼気検査が行われて呼気 10 につき 0.15 mg 以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転で現行犯逮捕された。

◎処分内容 免職

### ■原因・背景等

- ・当日は大きな行事の打ち上げ会で、無事終えられた満足感、行事が終わった解放感から、普段よりも多くの量の飲酒をした。
- ・翌日、自家用車で出かける予定があったため、学校から居酒屋近くの駐車場まで自家用車でいき、帰宅時には運転代行を利用するつもりだったが、週末で運転代行業者に電話が繋がらず手配できなかったため、自家用車の中で寝てしまった。
- ・飲酒運転についての校内研修において、休憩後も体内にアルコールが残る場合があることを学んでいたにもかかわらず、感覚だけで酔いが覚めたと判断し、運転をした。

### ■当該教諭の心情・反省等

- ・自分の不注意で教壇を去らなければならなくなってしまった。受験前の大事な時期に担任が替わることになってしまい、クラスの生徒たちに申し訳ない。
- ・自分が起こしたのは物損事故だったが、一歩間違えれば人をはね、死亡させていたかもしれないと思うと、自分の認識の甘さ、軽率さを痛感した。

### ■事案による影響

- ・保護者説明会や全校集会を開催して説明した後、B 教諭はクラス担任を別の教諭と交代した。受験前の時期であり、生徒の中には動揺をする者もいた。
- ・逮捕時に実名が公表されたため、B 教諭の氏名が TV・新聞等で報道された。
- ・道路交通法違反で起訴され、罰金 30 万円と運転免許停止 90 日間の処分が科された。
- ・懲戒免職となったため、職を失うとともに、教育職員免許も失効となった。

等

どう対処すればよかったですでしょうか

<本人は>

<学校・同僚は>